

総務文教常任委員会

平成25年3月12日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務常任委員会の会議を開きます。

出席委員数は7名であります。

本日の案件は、お手元にお配りしたとおりであります。付託案件6件と平成25年度閉会中継続審査の申し出案についての以上7案件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、3月4日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第13号、議案第15号の順番で審査を行います。

最初に、議案第2号 包括外部監査契約の締結についてを議題といたします。

それでは、議案第2号の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員(山田 勇) これにつきましては条例制定をされまして、これが監査委員との契約の締結ということになります。その中で、今回は800万程度の契約内容になっております。この中で、まずいろいろこの前も条例制定のときにある程度聞きましたけれども、もう一回再確認させていただきたいのですけれども、これは監査項目が前のお話では補助団体というお話をちらっと聞いたような感じなのですけれども、ですからその補助団体の包括監査の方向でいくという考え方でよろしかったのでしょうか。

○総務課長(椎名保彦) お答えいたします。

監査のテーマにつきましては、市が決めるわけではなくて監査人が決めるということでございます。それで、前回にもちょっとお話しいたしましたけれども、財政援助団体もそれはテーマの一つになるかとは思いますが。それも含めまして、それは監査人がテーマを決めるということでございます。

○委員(山田 勇) 大体わかりました。

それで、もう一回、この監査項目、テーマ、これもわかりましたけれども、その中で今これは包括監査の監査委員が香川県というところから来られますけれども、これは大体年に何回ぐらいこちらに見えられて、またこの中でやっぱり補助員が必要だと思うのです、外部の補助員。これはどのような方向づけ。ただ、この監査委員が外部監査委員、要するに補助員を指定してくるのか、それともこちらのほうで指定をしていくのかということをお聞きします。

○総務課長（椎名保彦） お答えいたします。

今ご提案しているのは、香川県のほうにお住まいの石川公認会計士ということでございますけれども、実際にはやっぱり北海道に来るにも当然時間もかかりますし、実際にこちらのほうでその監査をやる時間というのもある程度制約されるかと思っておりますけれども、頻繁に来れるという状況にはないかと思っております。ですから、恐らく来られた場合は最低でも1週間、2週間なり滞在してその監査をやるという状況になろうかと思っております。それと、補助員につきましては、これは市のほうで決めるのではなくて、あくまで監査人のほうで指定していただいて、その方たちが補助員ということでございます。

以上です。

○委員（山田 勇） これは大体わかりましたけれども、それで事務局、この監査委員の。これは、やっぱり民間から来て直接これもあれもと行かないで、ある程度事務局体制が必要だと思っておりますけれども、この事務局体制はどのようにとっていこうという考えていくのか。今の監査委員の事務局がありますから、そこでちょっとやるかとか、そのぐらいでちょっとお聞きして終わります。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

これは、市の職員は全て協力する義務があるということになっています。ですから、ある程度監査人のほうでヒアリングの時期を決めたら、これは総務が中心になりますが、監査の事務局も一緒に協力しながら協力していくと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第2号の討論に入ります。

議案第2号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第2号については原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第11号 伊達市長等の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第11号の質疑を願います。

○委員（大光 巖） せっかくですから、聞いてもどうもならないかなと思いつつも聞かせていただきますが、これについては菊谷市長が平成11年から減額されているのですが、責任者として財政再建に向けた決意と姿勢を示すためと、こういうことであります。私にすれば、もういいのではないかなと思うのですが、そういう決意で2年置きに更新されているということでもありますから、せっかくですから副市長の思い、副市長を含めて3名が減額されているわけなのですから、そ

の思い、せっかくやられているわけですからその思いを聞いてみたいと思います。

○副市長（疋田 洋） この減額措置については、菊谷市長がなってからずっと続いているわけですが、現状も合併後、また特例債の関係、期間が5年間延びましたけれども、その後のいわゆる地方交付税の関係がどうなるかということについてまだ明確になってございません。したがって、粛々と事務事業の簡素化も含めて引き続いて行ってございますので、我々としてもそういった削減に少しでもご協力をしていくということで今後とも進めてまいりたいと思っております。

○委員（大光 巖） 計算すればわかることなのですが、これは総額的に幾らぐらい今までなっていますかね、この減額した分。計算されていますか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

今回のこの特別職の給与減額に伴いまして、年間大体市長、副市長、教育長を含めて1年間で200万ほど影響額がございます。したがって、市長1期目、平成11年から続けているということですので、何年になりますか。14年ですか。14年ですから、2,800万ぐらい今まで影響額が出ているというふうに判断しております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第11号の討論に入ります。

議案第11号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第12号の質疑を願います。

○委員（大光 巖） これについては、ちょっと説明も実態に合わせるということでもありますけれども、この対象者が何名いて何歳ぐらいまでの方が対象になっているのかお伺いをしたいと思います。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

対象者でございますけれども、平成24年度現在ですけれども、級が3級の職員で13名、5級の職員で2名、計15名ほど対象になっております。年齢まではちょっと少し押さえておりませんでしたけれども、当然給与表の下のほうの階層になりますので、50代以上がほとんどを占めているというような状況になっております。

以上でございます。

○委員（大光 巖） ということになりますと、これは永遠に続くということではありませんよね。それで、50代ということですから、あと何年かぐらいたらこの制度というか、がなくなるという理解の仕方でもよろしいのか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

これは、この先なくなるかどうかといいますと給与の給与表、ですから今3級というのが大体主任、係長職なのです。これが順調に4級とか、課長になって5級とか上がっていきますと、こういう継ぎ足し部分というのは利用しなくて済むのですけれども、仮に将来今いる若い世代が昇格しない場合は、やはりこの同じ級で下のほうに下がっていきますので、この継ぎ足し部分が全く活用しなくなるということは言えないかと思えます。

以上でございます。

○委員（大光 巖） これも民間では余り考えられないことでありますよね。公務員だからこそ許されている部分というのかな、という思いがするのだけれども、これはやはり組合の要請とか、そういうものがあってやられているということでもないのでしょうか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

この今回の条例改正ですけれども、これは平成19年に国家公務員の給与構造改革がありまして、このときに伊達市は国家公務員の給与表に準拠しているのですけれども、当時国家公務員が11級制の給与表が10級制というふうに変わりました。これに伴いまして、伊達市は当時8級制だったのですけれども、これを国家公務員の給与表の10級のうち7級までの部分を該当させる給与表に、それを適用して国準拠をしたものなのですけれども、この当時8級制から7級に職員の給与をすりつける際に、当時係長職だと8級制のとき5級までいっていたのですけれども、それを3級にすりつける際に同じ程度の給与にすりつける部分が大変厳しかったようでございます。それで、当時国家公務員の7級までの給与表に準じた給与表で制定しまして、当時もこの継ぎ足し部分にはみ出る職員というのがいたのですけれども、それにつきましては伊達市の給与条例の4条7項に市長が別に定めるところにより職務の給与の最高号俸を超えて昇給させることができるという規定がありまして、その運用で今までやっておりました。それで、それが毎年6月に国、道が行う給与実態調査というのがあるのですけれども、うちのほうが市長が別に定める規定を運用しているのが大変好ましくないで、その継ぎ足している部分というのはきちんと給与表にうたうようにということで協議した経緯がございます。それが平成19年から今まで国、道からそういう指摘を受けたことはなかったのですけれども、昨年6月にそういう指摘を受けまして、他市でもそのように取り扱っているところが、継ぎ足し部分をこの給与表の別表でうたっているところがあるということで、給与条例主義ですから、その別に定める規定よりその部分はしっかり条例でうたうべきではないかということで今回一部改正案を出させて提出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第12号の討論に入ります。

議案第12号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第12号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 伊達市行政財産使用料条例及びまなびの里条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第14号の質疑を願います。

○委員（小泉勇一） これは、屋内体育館を屋内運動場に改めるという条例改正で、恐らく私よりも年の多い人しかわからないと思うのですが、終戦前6・3制のしかれる前は屋内体育館を屋内運動場と言っていたというふうに記憶をしております。これを今回また屋内運動場に改めるということなのですが、これは何か理由があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

私どものほうも屋内体育館なのか運動場なのかということで状況をちょっと確認したのですが、学校施設としての表現としては通常屋内運動場というふうに使われているということで今回このように改正したものでございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） そうすると、これを今回改正しますと伊達市内の小中学校全部屋内運動場になりますよね。ですから、例えば伊達市以外の市でも学校の体育館は屋内運動場というような呼び名にするのかどうなのか。これは、子供たちが学校で習えば将来ともそういうふうになるものだから、非常に大切なことだと思うのですよね。それでお尋ねしたいと思います。

○教育部長（仁木行彦） 現在も体育館というふうには呼んでいるのですけれども、正式にといいますか、グラウンドに関しては屋外運動場、体育館に関しては屋内運動場というふうに正式には表記はなっているというふうに思っています。

○委員（小泉勇一） そうしますと、学校開放事業とかなんとかでもこれからはどここの学校の屋内体育館の開放事業と、そういうような呼び名になるのですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 学校開放事業に関しましては規則のほうで定めておりまして、規則のほうでも今回屋内運動場というようなことで、体育館の表記の部分につきましてはそぐわないうところ直ささせていただいております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第14号の討論に入ります。

議案第14号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 伊達市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第13号の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第13号の討論に入ります。

議案第13号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第15号 伊達市土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第15号の質疑を願います。

○委員（小泉勇一） 何点かお尋ねをしたいと思います。この間、説明のときに副市長の言うのが早口でちょっと聞き逃した部分もあるのですけれども、その確認の意味を含めてお尋ねしたいと思います。

説明では、現在の残高が3億8,000万ぐらいあるから、この1億4,000万のところを3億8,000万に改めたいのだというふうに聞いたのですけれども、それで間違いないですか。

○企画財政部長（鎌田 衛） そのとおりでございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、これは現在でも1億4,000万のところ、たしか23年の末の残高では1億8,600万ぐらいありますから、今でもこれ条例違反してだめだということはないと思いますけれども、条例はあってなくてもいいようなのかどうかはわかりませんが、そうするとこの3億8,000万というのは土地開発基金でいきますと現金が1億8,627万2,000円、それで不動産が2億210万2,000円を足したもので3億8,000万、厳密には3億8,800万余りになりますけれども、それで3億8,000万という、そういう理解でいいのですか。

○企画財政部長（鎌田 衛） 委員のおっしゃるとおりの内容でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、今度これが特別会計でなくなりますから、普通会計になるわけですね。そうしますと、伊達市の基金の中では現金以外で基金にしているものはないのですよね。この土地は、まず本来は普通財産になるのではないかなと思うものですから今聞いているのですけれども、この土地というのはどこの土地なのですか、まずは。

○企画財政部長（鎌田 衛） ご指摘のとおりでございます。基金で購入した土地は行政財産として有効に活用されるというのが原則でございますから、本来であれば土地はなく現金、余剰利益といいたいでしょうか、その分の積み立てとなる、あるいは市で事業で買い戻していただくと、その基金が積み立てになると、こういうのが筋でございますが、現状ではいわゆる塩漬けといいたいでしょうか、そういう土地についてはほとんどございません。例えばこの基金で買ったのといえは情緒障がい児短期治療施設、あるいは今社会福祉協議会がありますサンワールドの土地、あるいは気門別川改修工事に伴いまして先行取得をしたと、そういったところになりまして、公共用地として、あるいは行政財産として活用をしているところにつきましては買い戻しということになっておりますが、そうでないところにつきましては基金の会計の中で土地の財産として持っているということでございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、これは基金ではなくて、この土地は財産の中に入ってくるのではないかと思うのです。伊達市の財産は、平成23年でいきますと行政財産、普通財産と分けられてそれぞれ使われているもの、それから使われていない山林とかそういうものが普通財産と、こういうようなことになってありますよね。今度特別会計がなくなりますから、当然のこととしてこれは基金でなくて行政財産のほうにいくのではないかというふうに思われますけれども、いかがでございますか。

○企画財政部長（鎌田 衛） ご指摘の件でございますが、土地の財産として2億余りあります。これは毎年のことなのですが、行政財産として利用しているものは基金に買い戻しますということで予算要求が上がってまいります。当然2,000万、3,000万という買い取り額になるものですから、そうすると一般財源の持ち出しということになって一般会計のいわゆる一財が苦しくなるものですから、実情としては例年先送りしているということで買い戻しせずに基金のまま持っている、こういう現状になっております。基金で所有しているうちは、まだ手続上は行政財産の財産台帳の中に出てこない、こういう仕組みになっておりますので、あくまでも所有者は同じ、登記簿上は伊達市なのですが、基金会計で持っているか行政財産として持っているかということの違いによって表記の仕方が変わってくると、こういうことでございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうすると、条例にも違反するわけでもないのですよね。それで、結局そうしますと今現在3億8,800万、もう条例をつくったときからこの3億8,000万円はオーバーしますよね。これについてはどうなのですか。むしろこんな上限がなくなつて、もともと違反しているのですから、上限がなくなつていいような気がしますけれども、どんなのですか。

○企画財政部長（鎌田 衛） ご指摘のとおりでございます。当初この基金に充当する交付税が措置されたことに伴いまして当時1億4,000万、そのときにこの基金条例をつくって限度額を1億4,000万といたしました。実は、その翌年も同じく交付税措置されまして1億4,000万を積み立ててございます。それから、大滝との合併のときに大滝の基金もここに一緒にしたと。本来であれば、基金を条例制定をした翌年に限度額がふえたわけですから、そのときに条例改正をすべきでありましたし、あわせて合併のときにまた基金が増額になっておりますので、そのときにも条例改正を当然

すべきであったと、このように実は認識をしております。今回たまたま公共用地先行取得特別会計の運用利益の関係で基金条例を確認しましたところ、そういった手続がされていなかったということで、これは私どもの非常にミスといたしましょうか、そういうことであったと思っております。したがって、このタイミングで皆さん方に条例の改正案、基金の上限の変更ということで実はご提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） 実態はわかりましたけれども、それだったらこの3億8,000万というのを削除しておいたら、いろいろ条例を見ましたけれども、上限がある基金条例というのはこの条例だけですね。あとの条例は、そんな上限なんてありません。そうしたら、初めからもう違反するのであれば、もう今これ条例を決めたって今の残高が多いわけですから、そうしたらこの条例もその3億8,000万を除いたらいかなるものですか。

○企画財政部長（鎌田 衛） 上限を設けている条例はこの基金だけでございまして、これはご案内のとおり国が特別のそういった交付税措置をしたときに速やかに土地が取得できると、そういうふうにするためにできた条例でございますけれども、その中で上限を設定すると、こういうことになってございます。あと、運用益の中で当然ふえていくと。当然と言ったらおかしいけれども、ふえていくと。そのたびに上限を変更する条例改正をするのかと、こういうことになるわけでございますが、一定基準を……一定基準というのはどのぐらいの額かということにもなるのでしようけれども、私どもといたしましてはある程度区切りのいいときに条例改正を提案をしたいなと、こういうふうに思っております。厳密に言えば委員のおっしゃるとおり、既に上限を超えているのであるから、もう少し高目の上限を設定して、その上限を超えた段階でまた新たに議会に提案をすべきではなかろうかと、こういうご指摘だと思いますが、確かにそれも一つだと思いますので、ちょっと今回もう少し基金の制度について少し研究させていただきまして、必要であれば将来の運用益も見込みまして上限設定の額についてまた議会のほうでご相談をさせていただく場合があるかなと、こんなふうに思っております。現状では、とりあえず運用益を除いた純粋な基金の額ということで1億4,000万、1億4,000万、それから大滝と合併したときの運用益を除いた基金と、こういうことの額についての上限を定めたということでございます。したがって、運用益は除いていると、こういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○委員（小泉勇一） ちょっと部長と俺の考えとかみ合わない部分があるのですけれども、私はほかの基金条例もこんな上限なんかないのだから、これ上限なんか書かなかつたらどうなのですかと言っているのです。

○企画財政部長（鎌田 衛） 確かに委員おっしゃるとおりだと思います。この上限の条項がなくともいいのかどうか、そういったことも含めてちょっと今後検討させていただきたいと思っております。現状の認識では、上限額を定めなければならないという認識でありましたけれども、確かに運用の状況が状況でありますので、状況というのは運用益が毎年多少発生しますから、何百円あるいは何千円、何万円ふえていきますので、少しくちよっと勉強をさせていただきたいというふうに思います。今回については、あくまでも今回の基金の上限額は運用益を除いた交付税措置された基金、そ

れから大滝から引き継いだ基金、運用益を除いたその当初基金の上限額ということで設定をしております。

以上です。

○委員（小泉勇一） このままあれするのであれば、例えて言えば平成23年度の決算でいえば土地は幾らか譲渡したのですけれども、その運用益は千何百万ふえたのですよね。だから、この土地とお金と両方をこの基金にすると、これは土地が減った分だけ現金がふえるのですよね。そんなものですから、どうもその辺はほかの条例、基金とはちょっと違うといいますか。私は、さっきも言ったように特別会計をなくすのであれば、これは財産は財産として財産のほうでいいのでないかなと思ったのですけれども、それでもいろんな状況の中でもし基金のほうがいいというのであればその基金でもいいのですけれども、もし基金だとしたら初めから違反するような条例は議会としても余り承認したくありませんよね。初めから実態とそぐわないことをどうも私は議会としては余り認めたくないのです。それで、もしか考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部長（鎌田 衛） 自治法の解釈の中で、毎年度基金の上限を1つは改正をするのは非常に煩雑になるので、一定程度目安を持って条例改正をすることについては差し支えないと、こういうことになっております。今回は一定の額という額ではありませんでしたけれども、したがって上限額を超えたからといって直ちに違反と、こういうことではないというのが1つでございます。

それから、私どももその上限の設定をすることがいかなものかと、これにつきましてはちょっと研究をさせていただきたいと思います。

それから、基金で持っているものが行政財産として決算のときに出てこない、こういう問題については仕組みが制度としてそういうことになっているということでございます。ただ、基金で所有していても今までは現金、それから土地というものは表記しておりましたが、土地についてつまびらかに表記しているわけではありませんので、その辺についてもちょっと周知、お知らせの方法といいたいでしょうか、それについては少し検討をさせていただきたいと、こんなふうになっております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 条例を仮に今回議決すれば改正になるわけですね。それで、私は先ほども言ったように初めから違反するような金額のある中で、その金額を定めた条例は余りつくりたくないのです。そんなことで暫時休憩を求めたいと思います。

○委員長（国本一夫） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時08分）

開 議 （午後 2時11分）

○委員長（国本一夫） 再開いたします。

○委員（山田 勇） それで、大体わかりましたけれども、この基金の取り崩しというのが我々市民の一番大切な問題だと思います。この取り崩しのときに一般会計から計上していくという、これはかなり言葉が違うのです。今暫時休憩のときにちょっとお話しいただきましたけれども、要する

にこれは一つのものであると、それでそれが3億8,000万ですか、3億8,000万を常に守っていかうという話で、守っていくという話で、常にこれは取り崩しはできないような考え方ということですよ。基金ですから、貯金ですから、取り崩して一般会計に運用していくよという僕は考えだと思ったのですけれども、言っているのは要するに資産を持っている、土地という資産、その不動産、持っている資産を売却します。売却益が出てまいります。これは、このまま3億8,000万という基金になっておりますけれども、これを取り崩したときに一般会計のほうがちょっと緩くないから、ちょっと何かの方向でさっきの土地何だかという、買うとか買わないとか、それはいいのですけれども、要するに取り崩しができないような方策が出てきているということでもいいのですか。

○企画財政部長(鎌田 衛) これは、財源は全部交付税でございまして、この基金は土地を買う行為しか認められておりませんので、取り崩してほかの目的に使うということは認められていないという基金でございます。

○委員(山田 勇) わかりました。

それで、これは常に今先輩委員が言っておりましたけれども、要するに3億8,000万をある程度この中で守っていかうという、常に取り崩しも何もないよと、これが基金という考え方で行政は持っていていかうということですよ。だから、ちょっとそこらあたり何か僕もちょっと頭が痛くなったのだけれども、何かわからないようだけれども、基金って何か貯金の感じで、要するに取り崩していろんな用途をつくっていかうという考え、でも今回は交付税措置されているので、これはちょっと崩せないよという。これだから一筆何か市民や私たちにわかるような、そういう用途というものはないのですか。脚注とか、そういうものをちょっと書いていただければ、これはこういうもので整理するものだから、何か脚注的なものがちょっと書けるようなものがありましたら、それでいいのですけれども。

○企画財政部長(鎌田 衛) 今ご指摘のあった件でございますが、うちの特定目的基金と、こういう位置づけでございまして、この基金条例は土地を買くと、そして3億8,000万の原資は減らないと、これを運用していくと、こういう趣旨になっております。したがって、これはうちの基金条例もございまして、国のほうでもいろいろホームページでも紹介をしておりますけれども、特殊な制度でございますから、なかなかわかりにくいと思いますが、ほかの皆さん方の寄附ですとか、それから決算でもって繰り越した額の一部を基金に積むだとか、そういう財政調整基金的なものとは相当様相が変わりますので、あくまでも土地を買う基金、その原資は全て国の交付税で措置されていると、こういうことでございますので、自由に使えるものではないということで拘束されるということでございます。

以上です。

○委員長(国本一夫) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第15号の討論に入ります。

議案第15号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査審査報告書の原案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、平成25年度閉会中継続調査の申し出（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして、正副委員長案をお手元にお配りしておりますので、副委員長より説明をいたします。

副委員長、説明を願います。

○副委員長（山田 勇） それでは、お手元の閉会中の継続調査の申し出についてのことにつきましてお知らせいたします。

それでは、平成25年度閉会中継続調査の申し出（案）について説明をいたします。書類番号1をごらんください。調査事項は、（1）から（10）までの10項目で、ことしと同様でございます。

理由は、さらに調査を必要とするためで、期間は平成25年度中となります。

以上であります。

○委員長（国本一夫） ただいま副委員長により説明がございましたけれども、本委員会の委員の任期については平成25年5月までとなっておりますので、具体の年間計画については次に選任される委員会で協議することとしますので、ご了解願います。

それでは、質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊達市議会会議規則第108条の規定により、案のとおり議長に対して申し出ることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時19分）